

2022年7月21日

会員病院 各位

地区病院協会会長 各位

公益社団法人神奈川県病院協会
会長 吉田勝明

「陽性患者入院受入実績のない病院での新たな受入をはじめとする対応病床の確保・拡大」及び「発熱診療等医療機関のさらなる拡充」について（要請）

標記の2つのことについて、別添のとおり、神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長から協力依頼がありました。

各病院におかれましては、すでにご尽力いただいているところではありますが、この新たな難局を乗り切るために、各病院の状況に合わせ、

陽性患者を診察するとともに、

入院を受け入れることを含めた「**最善の選択**」

をご検討くださるようお願いいたします。

また、すでにご協力をいただいている病院におかれましては、

「上り」「下り」ともに可能な限りの受け入れ拡大につきまして、ご検討をお願いします。

併せて、地区病院協会におかれましては、各地区での状況について、引き続き、情報交換・共有を密にさせていただき、地域での意見交換や役割分担などの連携強化に取り組んでくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、ご案内を同封いたしましたが、8月3日（水）14:30から会員病院等を対象にWEB(zoom)によるコロナ対策会議を開催しますので、ご参加いただけると幸いです。

（要請の背景）

「第7波」において国は、オミクロン株の重症化の程度が比較的少ないことなどから、これまでになく規模で陽性患者が増加しているにもかかわらず、従来までの対応から大転換し、一切の行動制限を求めない方針を維持するとしています。

このため、今後さらに陽性患者が爆発的に増加する可能性もあり、医療側も従前と同じ対応では済まなくなっています。国も県も、医療機関での対応の仕方を改めることを

求めており、すべての病院で「コロナとの共存」を視野に入れることが不可欠になっています。

(参考：6月20日付厚労省事務連絡 7月8日付県感染対策指針 医療・福祉編
→ 当協会のホームページにリンク等を掲載しています。)

一方、7月13日に神奈川モデル認定医療機関の病床確保フェーズが「3」に引き上げられていますが、病院スタッフの感染や濃厚接触者としての出勤停止の状況も拡大しており、陽性患者の入院受入を行う医療機関（高度・重点・重点協力病院①）においても対応病床を増やすことが困難な状況になりつつあります。

また、厚生労働省7月5日付事務連絡で求められているように、神奈川モデルの下においても、今後、すべての医療機関において自院で診察したコロナ陽性患者の他院への搬送は、重症者を除き困難になります。さらに、中等症以上の病床の回転を上げるため、下り搬送のさらなる拡大も必要となっています。

県からの依頼文等

- 1 【チラシ】新型コロナウイルス感染症患者 入院受入れ対応をご検討ください！
・・・P 3
- 2 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入実績のない病院での受入を
はじめとする対応病床の確保・拡大について（依頼）
・・・P 4
- 3 新型コロナウイルス感染症患者の新規入院受入れについて（依頼）
・・・P 6
- 4 発熱診療等医療機関のさらなる拡充に係る周知について（依頼）
・・・P 7

新型コロナウイルス感染症患者 入院受入れ対応をご検討ください！

不安 1

施設の構造上、ゾーニングができない。
感染対策といっても、どうやればいいのかわからない不安・・・

➡ 従来よりも簡単にゾーニングや感染対策ができます！

- 患者が少なければ病棟全体のゾーニング(専用病棟)は不要！
➡ 病室単位での対応が可能！
- 陰圧装置でなくとも、窓の開閉、空気清浄機を活用！
- 状況によってはガウンの装着は不要！



『神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編Vol.1』より

それでも不安・・・

➡ 県にご相談ください！

- 県の専門部署が感染対策の講義やゾーニング等の指導をさせていただきますのでご連絡ください！
- 医師や感染管理認定看護師等で構成される
C-CAT(神奈川県コロナクラスター対策チーム)を派遣します！



神奈川県医療危機対策本部室災害医療グループ
電話 045-210-4634 (内線4872)



不安 2

設備の整備など、費用がかかるのでは・・・

➡ 補助金をご活用ください！

8/5(金) まで

- 神奈川モデル医療機関の認定を受け、県等の入院受入れ要請に対応いただくことで、**神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)**が活用できます！

例 ① 設備整備 … 初度設備費 1床当たり 133,000円(上限額) 等※

例 ② 空床補償 … 空床1床あたり16,000円/日～

※設備整備の補助対象となる備品、補助上限額については、県HPをご確認ください。

神奈川県 緊急包括支援補助金 🔍

- 上記補助金は、当面、9月末までの設備整備や空床補償が対象となります。(10月以降も延長されるかどうかは、現時点では未定です。)
- ①設備整備の補助申請は、令和4年8月5日(金)必着(消印有効)です。申請はお早めに！(空床補償の申請期限は別途お知らせします。)



神奈川県医療危機対策本部室 交付金チーム
電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.lg.jp



医危第2981号
令和4年7月21日

県内各病院 管理者 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入実績のない病院での受入
をはじめとする対応病床の確保・拡大について（依頼）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では現在、再び新規感染者が急増し第7波というべき局面にあり、入院患者の増加傾向を踏まえて令和4年7月13日に軽症・中等症の病床確保フェーズを「3」に引き上げ、合計で1,640床としたところです。

一方、これまでの2年半以上に亘る新型コロナウイルスへの対応の中で、重症化率の大幅な低下や主疾患でなく併存疾患化といったウイルス特性の変化、ワクチン接種の促進、治療薬の開発等、同感染症を取り巻く状況は大きく変化してきています。

こうした中、令和4年6月20日付け厚生労働省事務連絡や7月8日に本県が策定した「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編」において、病棟全体でなく病室単位のゾーニングで対応可能など、ウイルスの特性の変化に基づいた、医療や福祉の現場の負担を軽減する適切な感染対策の考え方が示されたところです。

つきましては、今後、地域の病床全体の中で同感染症に対応し、地域医療との共存に向けた準備を進める観点から、次のとおり対応病床の確保・拡大について積極的にご検討いただきますようお願い申し上げます。

1 これまでコロナ入院受入実績のない病院における新たな病床確保

個室や4床室1室といった数床程度、療養期間経過前ではあるものの新型コロナの症状は落ち着いている患者のみの受入（いわゆる陽性患者の下り受入）でも構いませんので、是非とも対応病床の確保をお願いいたします。（受入病床を確保し神奈川モデル認定医療機関の認定を希望される際は、下記連絡先までご連絡下さい。）

2 既に対応病床を有する病院における病床拡大

既に陽性患者の入院にご対応いただいている神奈川モデル認定医療機関におかれましても、新たな感染対策指針等を踏まえ、対応病床の拡大の検討をお願いいたします。

【参考】病床確保に係る支援

(1) 感染対策に係る相談対応

病室単位でのゾーニングや従事者の患者対応の方法等、院内での具体的な感染対策についてお困りの場合は、県の専門チームが相談に対応します。

(2) 設備整備に係る補助

空気清浄器や換気設備等、対応病床の設置に必要な設備に係る経費について補助します。

※ 希望される場合は令和4年8月5日までに申請が必要です。

※ 補助金の交付には一定の要件があります。

(3) 病床確保に係る空床補償等

対応病床における空床等について、空床補償等を行います。

※ 空床補償の実施期間は現時点では令和4年9月末までとなっています。

※ 空床補償等には一定の要件があります。

連絡・問合せ先

病床の確保・拡大、神奈川モデル認定医療機関に関すること

保健医療部医療課 医療機関調整班 池田、曾根、田中

電話 045-285-0715 (直通)

メール iryouhousei.x3dn@pref.kanagawa.lg.jp

感染対策指針に関すること

災害医療グループ 田坂、大平

電話 045-210-1111 (内線 4872)

メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.lg.jp

補助・空床補償等に関すること

調整グループ 交付金担当

電話 045-285-0646 (直通)

メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.lg.jp

公益社団法人 神奈川県病院協会 会長 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者の新規入院受入れについて（依頼）

日頃から本県の健康医療行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起きてから2年以上が経過しましたが、令和4年6月20日付けで厚生労働省から「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」が通知され、「病棟全体のゾーニング（専用病棟）を行わなくても COVID-19 患者を受け入れることができる」、「陰圧空調設備を有しない施設では、エアロゾル発生手技の実施前後に病室内の換気を行うなどの対応が勧められる」という対応例が示されたほか、かかりつけ患者や入院患者がコロナに感染した場合にも、引き続きかかりつけの医療機関等で受診できることが望ましいため、積極的にその体制構築を図るよう周知されたところです。

そこで、県では令和4年7月8日に「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編 Vol.1」として、真に新型コロナウイルス感染症との共存、ウィズコロナの社会を築くための第一歩として、医療や福祉の現場における適切な感染対策の考え方を策定しました。

つきましては、これを機に、できるだけ多くの病院に新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れについてご検討いただきたいため、各病院への周知につきましてご協力を賜りますようお願いいたします。

問合せ先

神奈川モデル認定に関すること

健康医療局保健医療部医療課

医療機関調整班 池田、曾根

電 話 045-285-0715（直通）

メール iryouchousei.x3dn@pref.kanagawa.lg.jp

感染対策指針に関すること

健康医療局医療危機対策本部室

災害医療グループ 田坂、大平

電 話 045-210-1111（内線 4872）

メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.lg.jp

補助金に関すること

健康医療局医療危機対策本部室

調整グループ 交付金担当

電 話 045-285-0646（直通）

メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.lg.jp

公益社団法人神奈川県病院協会会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

発熱診療等医療機関のさらなる拡充に係る周知について（依頼）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、発熱診療等医療機関における外来機能の逼迫が強く懸念されているところです。

県では、7月8日付けで「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編 Vol.1」を策定しておりますので、各医療機関におかれましては、当該指針を御活用いただき、弾力的な外来の拡大及び運用に御協力を賜りたいと考えております。

つきましては、新たに発熱診療等医療機関となつていただく医療機関等を対象に「神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）」（以下「補助金」という。）における一部補助対象設備の申請期限についても以下のとおり延長しましたので、貴会員への周知について御協力をお願いいたします。

なお、本依頼については、公益社団法人神奈川県医師会長あて、別途依頼しておりますことを申し添えます。

1 発熱診療等医療機関の指定申請手続

以下のホームページから指定申請様式（第1号）をダウンロードいただき、県に提出してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

（発熱診療等医療機関について）

2 延長後の補助金申請期限

令和4年8月5日（金）※消印有効

3 補助金申請期限延長の対象となる医療機関

(1) 令和4年7月2日以降に新たに発熱診療等医療機関になった医療機関

(2) 令和4年7月1日以前に指定を受けた発熱診療等医療機関の内、当該補助金を活用し、令和4年7月2日以降に診療可能件数を増加させる発熱診療等医療機関

4 補助対象設備及び上限額（延長の対象は次のものに限る）

(1) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

上限額：1施設当たり905,000円

(2) HEPAフィルター付きパーテーション

上限額：1台当たり205,000円

(3) 個人防護具

5 その他

補助金を活用いただくためには、令和4年9月30日までに補助対象設備が納品される必要がありますので、御注意下さい。

※ 補助金が10月以降も延長されるかどうかは、現時点では未定のため、納品が10月1日以降になる場合、補助対象外となる可能性があります。必ず、納期限をご確認いただくようお願いいたします。

※ 補助金の詳細は県HPをご確認ください。 [検索](#) [神奈川県 緊急包括支援補助金](#)

【添付資料】

- 「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編 Vol.1」

問合せ先

感染症対策企画グループ 新、角田

電話 045-285-0850